

三芳町公民館運営審議会条例

昭和52年6月22日

条例第18号

(趣旨)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 法第29条第1項の規定に基づき、審議会を置く。

(委員の委嘱)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定数)

第5条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第6条 審議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、審議会を代表し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第9条 審議会は、その職務を行うため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び委員の数は、審議会が定める。

(部会長)

第10条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(準用)

第11条 第7条第1項及び第8条の規定は、部会にこれを準用する。この場合において

は、「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替える
ものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が規則で
定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第13号）

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。